

# 一般教育訓練給付制度

教育訓練給付制度を利用すると最大20%（上限10万円）が支給されます！

取得免許	所持免許	申込金	給付対象金	合計		給付予定額	実質取得費用（税込）
				税込価格	税抜価格		
大型一種	中型一種8 t 限定	33,000円	256,300円	289,300円	263,000円	51,260円	238,040円
	準中型5 t 限定	33,000円	328,900円	361,900円	329,000円	65,780円	296,120円
	中型一種	33,000円	192,500円	225,500円	205,000円	38,500円	187,000円
	準中型	33,000円	295,900円	328,900円	299,000円	59,180円	269,720円
準中型	なし・原付	33,000円	374,000円	407,000円	370,000円	74,800円	332,200円
	普通一種	33,000円	141,900円	174,900円	159,000円	28,380円	146,520円
	準中型5 t 限定	33,000円	66,000円	99,000円	90,000円	13,200円	85,800円
中型一種	準中型5 t 限定	33,000円	136,400円	169,400円	154,000円	27,280円	142,120円
	中型一種8 t 限定	33,000円	61,600円	94,600円	86,000円	12,320円	82,280円
	準中型	33,000円	117,700円	150,700円	137,000円	23,540円	127,160円
けん引	普通・中型・大型	33,000円	135,300円	168,300円	153,000円	27,060円	141,240円
大型特殊	普通・中型・大型	33,000円	88,000円	121,000円	110,000円	17,600円	103,400円
大型二種	大型一種	33,000円	279,400円	312,400円	284,000円	55,880円	256,520円
	中型一種8 t 限定	33,000円	401,500円	434,500円	395,000円	80,300円	354,200円
	普通一種	33,000円	453,200円	486,200円	442,000円	90,640円	395,560円
普通二種	中型一種8 t 限定	33,000円	180,400円	213,400円	194,000円	36,080円	177,320円

## ●欠席・規定時限外料金

車種	項目	税込価格	税抜価格	車種	項目	税込価格	税抜価格	
普通二種	場内教習(1時限)	5,500円	5,000円	中型一種	場内教習(1時限)	7,150円	6,500円	
	路上教習(1時限)	6,050円	5,500円		路上教習(1時限)	8,250円	7,500円	
	再検定料	4,400円	4,000円		再検定料	6,600円	6,000円	
準中型	場内教習(1時限)	6,050円	5,500円	大型一種 大型二種	場内教習(1時限)	9,570円	8,700円	
	路上教習(1時限)	6,820円	6,200円		路上教習(1時限)	10,670円	9,700円	
	応急救護教習	6,600円	6,000円		再検定料	8,800円	8,000円	
	複数教習	12,100円	11,000円	大型特殊	場内教習(1時限)	9,570円	8,700円	
	セット教習	8,030円	7,300円		再検定料	8,800円	8,000円	
	高速教習	17,270円	15,700円		けん引	場内教習(1時限)	9,570円	8,700円
	再検定料	5,500円	5,000円			再検定料	8,800円	8,000円

- 「合計」に含まれるものは入所金／教本代／教材費／写真代／適性検査料／技能教習料 学科教習料／修了検定料／卒業検定料卒業証明書代等です。
- 欠席や規定時限を超えられた場合は、左記料金が必要です。
- 所持免許により仮免許関係申請手数料 2,850円（非課税）が必要になります。修了検定合格時にお支払い下さい。
- 途中退学、教習期限切れの場合、教習料金等は返金いたしません。ご了承下さい。
- 教習期間中でも教習料金は変更する場合があります。
- この料金は、令和6年4月1日現在のものです。

## 教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練費の最大20%（上限10万円）がハローワークから支給されます。

## 給付条件

- 雇用保険の一般被保険者（在職中の方）  
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日において、雇用保険の一般被保険者である方のうち支給要件期間が3年以上（※）ある方。
- 雇用保険の一般被保険者であった方（退職された方）  
受講開始日において一般被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内でありかつ支給要件期間が3年以上（※）ある方。  
※ 上記1、2とも初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が1年以上あれば可。

## 給付金が支給されるまでの流れ

### STEP1 ハローワークにて教育訓練給付対象者か否かの確認（任意）

ハローワークが配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、居住地を管轄するハローワークに提出して下さい。その後ハローワークより発行される「教育訓練給付金要件回答書」でご確認ください。 ※必ず必要ではありません。

### STEP2 入所手続き

山城自動車教習所にて入所手続きを行います。

【必要書類など】

- ・運転免許証
- ・講座料金
- ・認印
- ・眼鏡など

※ 入所手続きの際、「教育訓練給付制度」を利用する旨をお伝えください。

### STEP3 指定講座の教習

当所の指定講座を受講し、卒業検定に合格すると教育訓練修了証明書を発行します。

### STEP4 給付金支給申請

受講講座修了後、1ヶ月以内にハローワークへ給付金申請を行ないます。

【必要書類など】

- ・教育訓練給付金申請書
- ・教育訓練修了証明書
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・領収書
- ・雇用保険被保険者証など

※教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に支給申請手続きを行なわない場合、申請が受けられません。

### STEP5 給付金支給

審査後、ご指定の口座へ給付金が入金されます

※詳しい内容は、ハローワーク設置のパンフレットか厚生労働省のホームページをご覧ください。